



平成 29 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 萩 尾 陽 平
(コード番号：2588 東証第二部)
問 合 せ 先 経営管理本部 財務経理部
(TEL 03-6864-0980)

第三者割当による社債型優先株式の発行及び

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、当社取締役会の決議により、第三者割当による優先株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うこと及び平成 29 年 9 月 27 日に臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催すること並びに「第三者割当による本優先株式発行の件」及び「定款の一部変更の件」を本株主総会に付議することにいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による優先株式の発行に関する事項

1. 募集の概要

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 発行期日 | 平成29年 9 月 28 日 |
| (2) 募集株式の種類及び数 | 株式会社プレミアムウォーターホールディングス
本優先株式（以下「本優先株式」といいます。）28株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき金100,000,000円 |
| (4) 発行価額の総額 | 金2,800,000,000円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき金50,000,000円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 金1,400,000,000円 |
| (7) 募集又は割当方法（割当先） | 第三者割当
(株式会社ブロードピーク) ※ |
| (8) 出資の目的とする財産の内容及び価額 | 当社が平成28年7月1日付で株式会社ブロードピークに割当発行した第5回無担保社債合計金2,800,000,000円（以下「本社債」といいます。） |
| (9) 優先配当金 | ①本優先配当金
当社は、平成29年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において当社定款第48条第1項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」といいます。）又は本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先株式登録株式質権者」といいます。） |

に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といいます。）に先立ち、本優先株式1株につき後記②に定める額の剰余金（以下「本優先配当金」といいます。）を配当する。

②本優先配当金の額

本優先配当金の額は、1事業年度毎に1株につき金2,000,000円とする。なお、本優先株式が発行された事業年度における本優先配当金の額は、1株につき金2,000,000円を、本優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額とする。

③累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

④非参加条項

当社は、前記①及び前記②に基づく本優先配当金の配当後、さらに分配可能額について普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当を行うときは、別段の定めをしない限り、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位での剰余金の配当を行わない。

(10) 残余財産の分配

①残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して、本優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金に500を乗じた金額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。

②非参加条項

本優先株式又は本優先登録株式質権者に対しては、前記①に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

(11) 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に定める場合を除き、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

①本優先株主は、平成32年12月16日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」といいます。）、当社は、金銭対価取得請求に係る本優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、次項に定める取得価額の金銭を本優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は取得請求される株式数に応

じた比例按分の方法により決定する。

- ②本優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。

[算式]

本優先株式1株あたりの取得価額＝[100,000,000円]＋[本優先株式発行日の翌日から金銭対価取得請求日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額(1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。)]－[当社が当該本優先株式につき支払った本優先配当金額合計額]

- (13) 金銭を対価とする取得条項
- ①当社は、本優先株主又は本優先登録株式質権者の承諾を得た場合、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、後記②に定める取得価額の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる(当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」といいます。)。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべき本優先株式を決定する。
- ②本優先株式1株あたりの取得価額は、第12号②に定める取得価額とする。なお、この取得価額を算出する場合は、第12号②に定める取得価額の計算における「金銭対価取得請求日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、取得価額を計算する。
- (14) その他
- 前各号については、平成29年9月27日開催予定の当社臨時株主総会において、本優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案及び本第三者割当増資にかかる新株式の発行に関する議案が承認されることを条件とします。なお、発行要項につきましては、別紙1「発行要項」をご参照ください。

※(注) 株式会社ブロードピークの平成28年6月24日付商号変更前は「株式会社コンタクトセンター」であります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループの主力事業である宅配水サービス事業は、当社グループのウォーターサーバーを主に無償で貸し出すこと等の先行投資を行いつつ、長期にわたってより多くお客様に宅配水をご利用いただくことでこの先行投資の回収を行い、収益を上げるストック型のビジネスモデルであります。

そして、当社は、このビジネスモデルの特性から、当社グループの企業価値の向上のためには保有契約件数の更なる拡大とより長期間の宅配水サービス継続的利用を実現することが必須であるとの考えの下、平成28年7月1日付で実現した販売力に独自の強みを持つ株式会社エフエルシー(以下「FLC」といいます。))との経営統合を契機として、保有契約件数を大幅に積み上げた結果、平成29年3月期末日の保有契約件数は472,830件と過去最大の保有契約件数を記録するに至りました。

しかしながら、宅配水に関する需要は底堅いものの、同業他社による契約受注に向けた競争は熾烈さを極めており、新規契約の獲得のみならず既存契約の解約抑止に向けた活動に多くの人員を割いている状況が続いております。また、小口配送の増加等の諸要因により主要運送会社の運送費(販売費及び一般管理費)が高騰し収益に対して悪影響を及ぼし得る事業

環境が生じております。

このような事業環境のなか、当社としては、当社グループの宅配水サービスをより早急に普及させてその認知度を高めることにより宅配水業界における当社グループの地位、競争力をより強固なものとするのが、企業価値の更なる拡大と株主価値の向上に資するものと判断するに至りました。そのため、平成 29 年 5 月 19 日付「中期経営計画策定に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、かかる地位や競争力を確保しつつある今期も契約獲得に向けて一段と踏み込むことが今後の新規契約の獲得への追い風になることから、平成 30 年 3 月期通期では新規契約件数を 26 万件、期末保有契約件数を 65 万件と計画し、営業稼働人員の大幅増員、積極的な販売促進活動の展開、保有契約件数の増加に対応できる製造部門の人的・物的資源の増強など当期も前期以上に積極的に大規模な先行投資を推進しております。

これらの先行投資の結果、当第 1 四半期連結累計期間の連結経営成績については、売上高は 5,929 百万円（前年同四半期比 63.8%増）となりましたが、宅配水業界の熾烈な競争環境のなか、特に最大の需要期である夏季に向けて当社グループの優位性を確保するため販促活動を強化したことにより営業費用が 5,207 百万円と前年同四半期と比較して 120.4%増加した結果、505 百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上いたしました。また、当期第 1 四半期連結会計期間末の純資産については、四半期純損失の計上等により 784 百万円となりました。

当社は、事業の拡大期にあり、今後においてもストック収益を積み上げるために積極的に大規模な投資を継続することにより中長期的な企業価値の拡大を図ってまいります。積み上げた保有契約件数によるストック収益でかかる先行投資を回収するには相応の期間が必要となります。そのため、ストック収益が積み上がるまでの間については、かかる積極的かつ大規模な投資を継続して実施する必要があるとともに、資本についても、自己資本比率の大幅な低下が見込まれるうえ、今後予定する事業規模の拡大に合わせて先行投資を更に増加させると債務超過になるおそれがあることから、その不足を補う必要があります。そこで、当社は、本優先株式を発行することにより当社の純資産の大幅な増強を図ることが必要かつ適切であると判断するに至りました。

そして、この資本の増強の手段として確実性のある手段を実行し、将来的な債務超過のおそれを回避して更に踏み込んだ営業規模等の拡大を図るため、当社は、当社の社債引受先であり、親会社の株式会社光通信の子会社である株式会社ブロードピークに対し、同社が当社に対して有する社債 28 億円を現物出資財産として社債型優先株式を発行する方法によって、払込金額総額 28 億円の増資を行うことにいたしました。

なお、自己資本の増強策としては、第三者割当増資のほか、公募増資、株主割当増資が考えられます。しかしながら、公募増資や株主割当増資といった手法による場合には不特定多数からの調達見込額や調達時期が不明確であり、また新株予約権の発行を伴う場合には株主資本への組入れに一定の時間を要することから、早急かつ確実な資本増強を図るには募集株式の第三者割当増資が優れているものと判断しております。また、今回の増資の主な目的は将来的な債務超過のおそれを回避することに鑑みると、既存の借入債務を株式化する方法の実施にかかる目的に適合した早期かつ確実な資本増強の方法であるといえます。加えて、当社普通株式による第三者割当増資については、積極的かつ大規模な先行投資を進めているなかで短期間に多額の第三者割当増資を実施することで大規模な希薄化を招くことは株主様の利益を損なうとの考えから、この方法による新株式の発行の実施にあたっては、希薄化を招かない内容で設計した種類株式（優先株式）を発行することが適切であると判断するに至りました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本第三者割当増資は、債務の株式化の手法を採用するため、資金の調達はなく、本優先株式の払込金額の総額である 28 億円の当社の負債が減少することになります。なお、本第三者割当増資にかかる発行費用概算額は 10,800,000 円（登録免許税の概算額 9,800,000 円、弁護士費用の概算額 1,000,000 円）を見込んでおります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記のとおり現実の資金調達はありません。

なお、現物出資財産である株式会社ブロードピークが当社に対して有する本社債については、当社と F L C との間で締結した株式交換契約に基づく平成 28 年 7 月 1 日付株式交換に際して、株式会社ブロードピークが有する F L C の A 種優先株式（以下「F L C 優先株式」といいます。）を取得することの対価として株式会社ブロードピークに割当交付されたものとなります。この本社債及び F L C 優先株式の主要な内容は以下のとおりとなります。

（本社債の主要な内容）

募集社債の種類	普通社債（第 5 回無担保普通社債）
社債の総額	金 28 億円
各社債の金額	金 1 億円
発行日	平成 28 年 7 月 1 日
発行方法	本株式交換における対価として発行する。
社債の払込に関する事項	本株式交換に際して当社が F L C の A 種優先株式を取得するのと引換えに、F L C の A 種優先株式を保有する同社の株主に対し、その A 種優先株式 2 株に対して各社債 1 億円を割当て交付する。
各社債の償還金額	各社債の金額 100 円につき金 100 円
社債の利率	年 2.00%
社債の償還方法及び期限	平成 32 年 12 月 16 日（金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日に繰り上げる。）を償還期日とし、償還期日においてその総額を一括返済する。
利息の支払方法及び期限	本社債の利息は、発行日から償還期日までこれをつけ、償還期日において全額を支払う。
買入償還	社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に買入償還することができる。
社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない。
担保及び保証の有無	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
社債管理者の不設置	本社債は会社法第 702 条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

(F L C 優先株式の主要内容)

発行株式数	A種優先株式 56株
発行価額	1株につき 金5,000万円
発行価額の総額	金28億円
優先配当金の額	普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1事業年度毎につき100万円
累積条項	剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積する
取得請求権	A種優先株主は、A種優先株式発行日から5年を経過した日（平成32年12月16日）以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる
取得条項	A種優先株主又はA種登録株式質権者の承諾を得た場合、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
参加条項	なし
議決権	なし

また、F L Cは、本優先株式と同種の社債型優先株式で設計されたF L C優先株式の発行により平成27年12月16日付で合計金28億円の払込みを受けておりますが、この資金調達当時、同社はこの払込金額に基づいて同社グループによる顧客獲得等の営業活動及びウォーターサーバーの調達資金等に充当しております。このF L C優先株式及び本社債に関する詳細は平成28年4月15日付の適時開示「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」及び平成28年4月28日付の適時開示「（訂正）当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」をご参照ください。

なお、当社は、上記のとおり本社債を現物出資の目的となる財産として本優先株式を発行することにいたしますが、現物出資の目的となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査（会社法第207条第1項）もしくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査（同条第9項第4号）が義務付けられております。しかしながら、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又はかかる専門家による調査の必要がないこととされております（会社法第207条第9項第5号）。ただし、会社法第207条第9項第5号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られます。

よって、現物出資の目的となる金銭債権（本社債）金28億円につきましては、検査役検査又は専門家による調査を不要とすることを目的として、当社が期限の利益を放棄することとし、これにより弁済期が到来いたします。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、債務の株式化の手法を採用するため、現実の資金調達はありません。しかしながら、本優先株式の払込金額の総額である金 28 億円の当社の負債が減少することになるため、当社の負債圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善、財務体質の改善、経営活動の基盤の増強に繋がることから、本第三者割当増資は当社にとって合理性があると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当初、優先株式の発行及びその取得等に比して社債の発行及び繰上償還の方が手続面でより簡便であるとの判断のもと、平成 28 年 7 月 1 日付で実施した F L C との間の株式交換後の新体制で金利や期間等についてより有利な条件で資金調達が可能となった場合には繰上償還してより有利な資金調達に切り替えていくことを検討していたことから、上記 3. (2) に記載のとおり、F L C 優先株式の株主であった株式会社ブロードピークに対し、当該 F L C 優先株式を取得するのと引き換えに、F L C 優先株式と主要な経済的条件が実質的に同一となるように設計された本社債を割当交付いたしました。

しかしながら、当社は、上記 2. のとおり、事業の拡大期と捉える現在において、当社グループの保有契約件数の増大に向けて営業活動の迅速かつより一層の拡大を図りつつ当社グループの純資産が将来的に毀損して債務超過に陥るのを回避するという課題に対処するには本社債を株式化することが必要不可欠であると判断するに至りました。また、株主の皆様が保有する当社普通株式の大規模な希薄化を招くのは株主価値を著しく損ないかねないことから、本社債を株式化するにあたっては、その内容を社債型の優先株式とするのが最善であるとの考えの下、本社債権者である株式会社ブロードピークとの間で慎重に協議と交渉を重ねてまいりました。

以上の協議と交渉を踏まえ、各社債金 1 億円（金銭債権）を現物出資財産として発行される本優先株式につき、金銭を対価とする取得条項及び取得請求権に基づく本優先株式の取得の対価がいずれも金 1 億円であること、本優先株式の優先配当額が本優先株式 1 株につき金 200 万円でありその優先配当金が累積型・非参加型のものとなること、本優先株式による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる日が平成 32 年 12 月 16 日以降であること、本優先株式が株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であることなどの本優先株式の価値に関する諸条件を考慮したうえで、当社の置かれた事業環境及び当社の財務状況等をも勘案して合理的な払込金額を検討した結果、本優先株式の払込金額を金 1 億円とすることにいたしました。

そして、本優先株式につきましては、上記のとおり、株式ブロードピークとの合意のもと、当社に対する本社債の弁済期限を到来させたくて金銭債権を現物出資とする方法により発行する、優先配当金につき累積型・非参加型の無議決権社債型優先株式であり、金銭を対価とする取得条項及び取得請求権に基づく本優先株式の取得の対価がいずれも本社債の額面に年 2.00% の年利を加算した額から本社債の弁済金額を控除した残額に相当するように設計されていること、本優先株式の優先配当率（年利換算にして 2.00% に相当）は本社債の年利（2.00%）と同等の水準に設定しており、かつ、本優先株主による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となる日（平成 32 年 12 月 16 日）を本社債の償還期限（平成 32 年 12 月 16 日）と同一の日に設定しているなど、本優先株式の経済的な権利が本社債の経済的な権利に比して当社に不利益となることがないように設計しており、さらに、現在の市場金利、当社の置かれた事業環境及び当社の財務状況等をも勘案したうえで、当社は、かかる本優先株式の発行条件は合理的なものであると判断しております。

また、当社は、本第三者割当増資についてあらかじめ当社社外取締役との間で意見交換を行うとともに、当社取締役会において複数回にわたって議論を重ねておりましたが、本日、

本第三者割当増資の発行条件は合理的であるとして、決議に参加できる全取締役の賛成のもと、本第三者割当増資を行うことにつき取締役会の決議を経ております。

さらに、社外監査役を含む全監査役（ただし、後記のとおり監査役の杉田将夫氏は除きます。）及び社外取締役からは、上記の理由に照らし、本第三者割当増資による新株式の発行条件は合理的である旨の意見が示されております。

なお、当社取締役の和田英明氏は本社債権者である株式会社ブロードピークの親会社である株式会社光通信の取締役であり、また、当社監査役の杉田将夫氏も株式会社光通信の使用人であることから、各氏は本第三者割当増資につき特別利害関係があるものと判断し、本日の当社取締役会の決議に加わっておりません。

もっとも、当社は本優先株式の発行における払込金額は特に有利な金額でないと判断しておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値の評価については様々な考え方があり得るところであり、また、合計 28 億円と当社の現在の純資産の額を大きく上回る大規模な第三者割当増資となることを踏まえ、株主の皆様のご意思を確認することが適切であると考え、念のため、A種優先株式の発行については、本株主総会において会社法第 199 条第 2 項に基づく特別決議による株主の皆様のご承認をいただくことを本第三者割当増資の条件いたします。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式には株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されない優先株式であり、普通株式の増加による希薄化が生じることはないことから、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

① 商号	株式会社ブロードピーク	
② 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 菊地 央	
④ 事業内容	子会社株式の管理事業（光通信グループにおける中間持株会社の一つとして、子会社株式を保有しております。）	
⑤ 資本金	90 百万円	
⑥ 設立年月日	平成 15 年 12 月 4 日	
⑦ 発行済株式数	1,800 株	
⑧ 事業年度の末日	3 月 31 日	
⑨ 従業員数	0 名	
⑩ 主要取引先	該当事項はありません。	
⑪ 主要取引銀行	該当事項はありません。	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社光通信 100.0%	
⑬ 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当社の株式を 9,463,150 株（35.67%）保有しております。
	人的関係	当社と当該会社との間には特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社発行の社債 28 億円の引受けを行っております。
	関連当事者への該当状況	当社のその他関係会社に該当いたします。

⑭最近 3 年間の経営成績及び財政状況（単体）			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
純資産	△710 百万円	△517 百万円	964 百万円
総資産	4,450 百万円	7,238 百万円	10,728 百万円
1 株当たり純資産	△394,457.10 円	△287,448.17 円	535,594.71 円
売上高	—	—	—
営業利益	△1 百万円	△1 百万円	△0 百万円
経常利益	△184 百万円	454 百万円	9 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	△220 百万円	375 百万円	△354 百万円
1 株当たり当期純利益	△122,223.16 円	208,562.83 円	△197,057.06 円
1 株当たり配当金	—	—	—

(注) 割当先である株式会社ブロードピークは、国内の金融商品取引所において株式を上場していない非上場会社となりますが、その株式の 100%を保有する株主であり株式会社東京証券取引所に上場している株式会社光通信は、同取引所に提出している「コーポレートガバナンスに関する報告書」のなかで反社会的勢力との関係を一切持たない旨を宣言していることを確認しております。また、株式会社ブロードピークの役員については、株式会社光通信の使用人であることを直接に面談すること等により確認し、同様に反社会的勢力でないものと判断しております。以上の確認等を踏まえ、当社は、株式会社ブロードピーク（その役員及び株主を含む）が反社会的勢力と一切関係ない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、上記2. のとおり、当社グループ全体の営業活動を推し進めるとともにそれに伴う債務超過のおそれを回避するために自己資本の増強を行う必要があると判断しておりますが、この自己資本の増強策としては、第三者割当増資のほか、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行が考えられます。しかしながら、当社に対して不特定多数からの調達見込額や調達時期が不明確であることから、早急かつ確実な資本増強を図るには第三者割当増資が優れているものと判断しております。また、今回の増資の主な目的は将来的な債務超過のおそれを回避することに鑑みると、既存の借入債務を株式化する方法の実施がかかる目的に適合した早期かつ確実な資本増強の方法であるといえます。加えて、当社普通株式による第三者割当増資については、積極的かつ大規模な先行投資を進めているなかで短期間に多額の第三者割当増資を実施することで大規模な希薄化を招くことは株主様の利益を損なうとの考えから、この方法による新株式の発行の実施にあたっては、希薄化を招かない内容で設計した種類株式（優先株式）を発行することが適切であると判断するに至りました。

このような中、株式会社ブロードピークが当社に対して最も大きい額面の金銭債権（社債）を保有していることから、当社は、株式会社ブロードピークに対して当該金銭債権を現物出資財産とする方法による第三者割当増資について打診したところ、これに応じる意向がある旨のお申出を受けました。

その後、株式会社ブロードピークとの間でその具体的な条件について協議を重ねた結果、上記1. に記載の条件のとおり、既存株主の利益の希薄化を伴う普通株式、新株予約権、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与された転換型優先株式ではなく、株主総会における議決権が付されておらず、また普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付与されていないいわゆる社債型優先株式を発行する方法によって、払込金額総額 28 億円の増資を行うことで合意に至りました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先から、原則として、本優先株式を中長期的に保有しつつ、本優先株主の金銭対価の取得請求権が行使可能となった場合に、必要に応じて当該取得請求権を行使する旨の意向を伺っております。また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けたものの名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容をただちに株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本第三者割当増資は、債務の株式化の手法を採用するため、払込みの確実性は問題とならないと判断していることから、割当先の払込みに要する財産の存在については確認しておりません。

(5) その他の重要な契約の有無

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成 29 年 8 月 14 日）		募集後
株式会社ブロードピーク	35.30%	同左
株式会社総合生活サービス	23.25%	
株式会社光通信	17.95%	
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	4.03%	
萩尾陽平	3.91%	
プレミアムウォーターホールディングス従業員持株会	1.72%	
金本彰彦	1.47%	
日本テクノロジーベンチャーパートナーズP2号投資事業組合	1.03%	
株式会社サイサン	0.98%	
株式会社イングコーポレーション	0.88%	

(注) 1. 平成 29 年 8 月 14 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 本優先株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

(2) A種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	株式会社ブロードピーク	100%

8. 今後の見通し

本第三者割当増資により、当社の負債圧縮及び自己資本の増強に伴う自己資本比率の改善、財務体質の改善、経営活動の基盤の増強に繋がると判断しております。なお、平成 30 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であると考えております。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化が生じないこと及び支配株主の異動を伴うものでないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づく独立第三者からの意見書の入手及び株主の意思確認手続きが義務付けられる場合に該当いたしません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針との適合状況

本第三者割当増資は、その引受けを行う株式会社ブロードピークが当社の親会社である株式会社光通信の子会社であることから、支配株主との取引等に該当いたします。そして、当該取引の、平成 29 年 7 月 10 日付で開示している当社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において定めている「支配株主等を行う際における少数株主の保護の方策に関する方針」との適合状況は以下のとおりです。

当社は、上記の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、「当社は、親会社からの独立性の確保を前提とした事業運営を基本方針としております。親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引の決定については、取締役会等が当社の社内規定等に基づいて親会社とは独立して最終的な意思決定を行っており、少数株主の

利益を損ねることがないように留意しております。」旨を定めております。

そして、当社は、上記5.(1)に記載のとおり、本第三者割当増資についてあらかじめ当社社外取締役との間で意見交換を行うとともに、当社取締役会において複数回にわたって議論を重ねたうえで、後記のとおり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じるとともに、当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を取得し、本第三者割当増資が支配株主に利する取引又は当社ひいては少数株主に不利な取引に該当しないことを確認したうえで、本優先株式の払込金額及び発行条件につき諸般の事情を勘案して、上記のとおり取締役会の決議をもって発行条件を決定しております。したがって、本第三者割当増資は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当増資に関する株式会社ブロードピークとの間の交渉については、公正性と適正さを確保するため、親会社の役員又は使用人に当たらない当社の常勤取締役を中心に行ってまいりました。また、本第三者割当増資に関し、社外監査役を含む全監査役（ただし、後記のとおり監査役の杉田将夫氏は除きます。）及び社外取締役からは、本第三者割当増資による新株式の発行条件は合理的である旨の意見が示されております。

以上に加え、利益相反を回避する観点から、上記5.(1)に記載のとおり、株式会社光通信の取締役である当社取締役の和田英明氏及び株式会社光通信の使用人である当社監査役の杉田将夫氏の各氏は本第三者割当増資につき特別利害関係があるものと判断し、本日の取締役会決議に加わっておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことの判断の客観性を担保するため、「弁護士法人GVA法律事務所（東京都渋谷区恵比寿西一丁目7番7号EBSビル3階／弁護士 山本 俊氏、弁護士 小名木 俊太郎氏、弁護士 鈴木 景氏）」に対し、本第三者割当増資が少数株主にとって不利益なものであるか否かについて意見を求めました。

そして、当社は、平成29年8月28日をもって弁護士法人GVA法律事務所から以下のとおり本第三者割当増資は少数株主にとって不利益なものでない旨の意見書を受領いたしました。なお、弁護士法人GVA法律事務所は、当社及び親会社と利害関係を有しない独立した第三者であり、かつ、その所属する各弁護士と当社及び親会社との間においても同様に利害関係はありません。

弁護士法人GVA法律事務所は、株式会社光通信の子会社である株式会社プレミアムウォーターホールディングス社が、株式会社光通信の完全子会社である株式会社ブロードピーク（以下「対象会社」という。）に対し、対象会社が当社に対して有している社債を現物出資する方法により、A種優先株式（以下「本優先株式」という。）を発行し割り当てる旨（以下「本第三者割当増資」という。）の決定をすることは「支配株主との重要な取引等」（有価証券上場規程第441条の2第1項）にかかる決定に該当するところ、当該決定は、当社の「少数株主にとって不利益なものではない」かについて照会を受けている。

しかるに、本第三者割当増資については、以下の事情がある。

- 当社の営む宅配水販売事業の収益構造はいわゆる「ストック型」のビジネスモデルであり、かかるビジネスモデル上、収益構造として顧客の数が売上及び営業利益に直結することから、競合他社よりもいかに多くの新規顧客を獲得し、かつ、既存顧客の解約率をいかに低下させるかという点が重要な意味を有する。

- 当社とF L Cとの経営統合後の当社第11期第2四半期から当社第12期1四半期に至るまでの保有契約件数の増加数及び売上高の増加に鑑みると、現状の新規顧客獲得のための先行投資は功を奏しているものと思料される。しかし、平成28年における宅配水業界全体の市場規模からすると、当社の現状の売上が業界全体に占める割合は大きくないことから、当社において、今後もシェアの維持・拡大に向けて積極的に投資を行う必要性が認められる。
- 宅配水事業はストック型のビジネスモデルであり、顧客が長期的に利用を継続することにより、投資を回収し、利益を得るビジネスであることから、投資を行った後、実際に利益が生じるまで一定のタイムラグが生じるビジネスである。現に、当社は、投資の増加額に比べると利益の金額は未だ少額にとどまり、財務状況としては第12期第1四半期のみで5億円の純損失が生じていることを踏まえると、今後、当社は、投下資本の回収を待たずに、今期中に債務超過に陥るおそれがあり、更なる先行投資はおろか、上場廃止のリスクが生じることとなる。
- 他方、本第三者割当増資は、28億円分の負債を資本に振り替えることとなるため、上記債務超過のリスクを大幅に減少させるのみならず、純資産額の増加に併せて負債の金額の減少も同時に実現し、自己資本比率が大幅に改善されることとなるため、今後、更なる資金の調達においても当社にとって有利に働くと考えられる。
- A種優先株式は、本第三者割当増資において払込に利用される本件社債と実質的に同一であって、上記のとおり、既存株主の利益の希薄化を生じさせないものであることも併せて考慮すると、このA種優先株式の発行によって生じる既存株主の利益への影響は軽微なものであると考えられることから、A種優先株式の内容は、少数株式の利益に配慮した内容となっていると考えられる。
- 当社において、本第三者割当増資に関する決議については、利害関係を有する取締役を除いた状態で行うこととし、利益相反を回避するために相当と認められる措置を採っている。また、当社は、本件取引が有利発行に該当する可能性を考慮して株主総会の特別決議を行う予定であり、本意見書作成時点で、これに必要な対応を行っている。

以上の事情を総合的に判断すれば、本第三者割当増資は少数株主にとって不利益なものではないものと思料する。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンス

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	10,051百万円	13,056百万円	19,947百万円
営業利益	159百万円	35百万円	△596百万円
経常利益	130百万円	△23百万円	△704百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	27百万円	5百万円	△1,217百万円
1株当たり当期純利益	3.32円	0.62円	△56.39円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	270.33円	276.64円	46.91円

(2) 現時点における発行済み株式数及び潜在株式数の状況（平成29年8月31日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	26,803,272株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	3,579,160株	13.35%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	600円	500円	599円
高 値	600円	500円	605円
安 値	581円	500円	599円
終 値	581円	500円	599円

②最近6か月の状況

	平成29年 2月	平成29年 3月	平成29年 4月	平成29年 5月	平成29年 6月	平成29年 7月
始 値	640円	599円	558円	610円	563円	603円
高 値	650円	605円	560円	611円	563円	610円
安 値	610円	599円	558円	610円	549円	592円
終 値	636円	599円	560円	611円	551円	610円

③発行決議日前営業日における株価

	平成29年8月30日現在
始 値	1,183円
高 値	1,372円
安 値	1,130円
終 値	1,298円

12. 発行要項

別紙1. 「発行要項」をご参照ください。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(株主無償割当てによる当社第5回新株予約権)

発行期日	平成28年6月13日
調達資金の額	2,249百万円(差引手取概算額)
行使価額	新株予約権1個につき金507円(1株当たり金507円)
募集時における発行済株式数	8,301,241株
割当先	平成28年5月11日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全ての株主
当該募集時における潜在株式数	8,301,241株
現時点における転換状況 (行使状況)	4,460,572個
現時点における潜在株式数	一株
発行時における当初の資金使途 及び支出予定時期	①当社とFLCとの間の経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得費 ：平成28年8月～平成30年3月 ②工場等の設備投資等 ：平成28年8月～平成30年3月 ③顧客満足度向上のためのシステム投資等 ：平成28年8月～平成30年8月 ④子会社における過去の事業に関する負債整理 ：平成28年8月～平成29年3月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従って充当しております。

(注) 当社第5回新株予約権は平成28年7月28日をもって行使期間を満了したため未行使の新株予約権は全て消滅しております。

II. 定款の一部変更に関する事項

1. 定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり本優先株式を発行することを可能とするため、本優先株式に関する定款規定を新設するとともに、併せてその他の文言の修正及び追加等の所要の定款変更を行うものであります。なお、この定款変更については、平成 29 年 9 月 27 日開催予定の当社臨時株主総会において、本第三者割当増資にかかる新株式の発行に関する議案が承認されることを条件とします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 2. 「定款変更の内容」に記載のとおりです。

3. 日程

後記 III. に記載のとおりです。

III. 臨時株主総会の開催予定日、開催場所及び付議議案について

当社は、平成 29 年 8 月 14 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって平成 29 年 9 月下旬に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めておりましたが、本日、以下のとおり臨時株主総会の開催日時及び付議議案等について決議いたしました。

1. 臨時株主総会開催予定日及び開催場所

- (1) 日時 平成 29 年 9 月 27 日 (木曜日) 午前 10 時
- (2) 場所 東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 3 号
東郷記念館 3 階「オレンジール」

2. 臨時株主総会付議議案

(決議事項)

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 第三者割当てによる A 種優先株式発行の件

なお、各議案の詳細につきましては前記 I. 及び II. をご参照ください。

以 上

別紙 1. 発行要項

株式会社プレミアムウォーターホールディングス A 種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類
株式会社プレミアムウォーターホールディングス A 種優先株式 (以下「本優先株式」という。)
2. 募集株式の数
28 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき金 100,000,000 円
4. 払込金額の総額
金 2,800,000,000 円
5. 出資の目的とする財産の内容及び価額
当社が平成 28 年 7 月 1 日付で株式会社ブロードピークに割当発行した第 5 回無担保社債
合計金 2,800,000,000 円
6. 申込期日
平成 29 年 9 月 28 日
7. 給付期日
平成 29 年 9 月 28 日
8. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、金 1,400,000,000 円 (1 株につき金 50,000,000 円) とし、増加する資本準備金の額は金 1,400,000,000 円 (1 株につき金 50,000,000 円) とする。
9. 発行方法
第三者割当の方法により、全株式を株式会社ブロードピークに割り当てる。
10. 優先配当金
 - ① 本優先配当金
当社は、平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度において当社定款第 48 条第 1 項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主 (以下「本優先株主」といいます。) 又は本優先株式の登録株式質権者 (以下「本優先株式登録株式質権者」といいます。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」といいます。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」といいます。) に先立ち、本優先株式 1 株につき次号に定める額の剰余金 (以下「本優先配当金」といいます。) を配当する。

②本優先配当金の額

本優先配当金の額は、1事業年度毎に1株につき金2,000,000円とする。なお、本優先株式が発行された事業年度における本優先配当金の額は、1株につき金2,000,000円を、本優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額とする。

③累積条項

ある事業年度において本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が本優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。

④非参加条項

当社は、第1号及び第2号に基づく本優先配当金の配当後、さらに分配可能額について普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当を行うときは、別段の定めをしない限り、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対しては、普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位での剰余金の配当を行わない。

11. 残余財産の分配

①残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主又は本優先登録株式質権者に対して、本優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金に500を乗じた金額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。

②非累積条項

本優先株式又は本優先登録株式質権者に対しては、前号に定めるほか、残余財産の分配は行わない。

12. 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に定める場合を除き、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の分割又は併合を行わない。また、当社は、本優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

①本優先株主は、平成32年12月16日以降いつでも、法令に従い、当社に対して、金銭を対価として本優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」といいます。）、当社は、金銭対価取得請求に係る本優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、次項に定める取得価額の金銭を本優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

②本優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。

[算式]

本優先株式1株あたりの取得価額＝[100,000,000円]＋[本優先株式発行日の翌日から金銭対価取得請求日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額（1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。）]－[当社が当該本優先株式につき支払った本優先配当金額合計額]

15. 金銭を対価とする取得条項

- ①当社は、本優先株主又は本優先登録株式質権者の承諾を得た場合、当社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次号に定める取得価額の金銭の交付と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」といいます。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべき本優先株式を決定する。
- ②本優先株式1株あたりの取得価額は、第14項第2号に定める取得価額とする。なお、この取得価額を算出する場合は、第14項第2号に定める取得価額の計算における「金銭対価取得請求日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、取得価額を計算する。

16. 譲渡制限

本優先株式を譲渡による取得することについては、当社の取締役会の承認を要する。

17. 除斥期間

当社定款第49条の規定は、本優先配当金の支払いについて、これを準用する。

18. その他

上記各項については、平成29年9月27日開催予定の当社臨時株主総会において、本優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案及び本第三者割当増資にかかる新株式の発行に関する議案が承認されることを条件とする。

以 上

別紙 2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式の総数は、84,000,000株とする。</p> <p>第7条 (条文省略) (単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第9条～第12条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式の総数および発行可能種類株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式の総数は、84,000,000株とし、<u>発行可能種類株式の総数は、普通株式84,000,000株、A種優先株式28株とする。</u></p> <p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第8条 会社の1単元の株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p><u>第2章の2 優先株式</u> <u>(A種優先株式)</u></p> <p><u>第12条の2 当社が発行するA種優先株式の内容は、次項から第8項までのとおりとする。</u></p> <p><u>2. 優先配当金</u> <u>(1) A種優先配当金</u> <u>当社は、平成29年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において第48条第1項に規定する基準日に係る剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)</u><u>またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)</u><u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u><u>または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u><u>に先立ち、A種優先株式1株につき第2号に定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。</u></p> <p><u>(2) A種優先配当金の額</u> <u>A種優先配当金の額は、1事業年度毎に1株につき2,000,000円とする。なお、A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当金の額は、1株につき2,000,000円を、A種優先株式発行日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額とする。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(3) 累積条項 <u>ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積するものとする。</u></p>
(新設)	<p>(4) 非参加条項 <u>当社は、第1号および第2号に基づくA種優先配当金の配当後、さらに分配可能額について普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当を行うときは、別段の定めをしない限り、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位での剰余金の配当を行わない。</u></p> <p>3. 残余財産の分配 (1) 残余財産の分配 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金に500を乗じた金額の残余財産分配金を、普通株主または普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。</u></p>
(新設)	<p>(2) 非参加条項 <u>A種優先株式またはA種優先登録株式質権者に対しては、前号に定めるほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>4. 議決権 <u>A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に定める場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
(新設)	<p>5. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等 <u>当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。また、当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>6. <u>金銭を対価とする取得請求権</u></p> <p>(1) <u>A種優先株主は、平成32年12月16日以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求日に、次項に定める取得価額の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式1株あたりの取得価額は、次に定める算式による金額とする。</u></p> <p><u>[算式]</u> <u>A種優先株式1株あたりの取得価額＝[100,000,000円]＋[A種優先株式発行日の翌日から金銭対価取得請求日までの日数に応じて1年につき2,000,000円の割合による金額（1年未満の期間部分については1年を365日とする日割り計算によるものとする。）]－[当会社が当該A種優先株式につき支払ったA種優先配当金額合計額]</u></p>
(新設)	<p>7. <u>金銭を対価とする取得条項</u></p> <p>(1) <u>当会社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の承諾を得た場合、当会社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、次号に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式1株あたりの取得価額は、第6項第2号に定める取得価額とする。なお、この取得価額を算出する場合は、第6項第2号に定める取得価額の計算における「金銭対価取得請求日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、取得価額を計算する。</u></p>
(新設)	<p>8. <u>譲渡制限</u></p> <p><u>A種優先株式を譲渡による取得することについては、当会社の取締役会の承認を要する。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（条文省略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第49条（条文省略） （新設）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条（現行どおり） <u>（種類株主総会）</u></p> <p><u>第18条の2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</u></p> <p><u>2. 第13条、第14条、第15条、第17条および第18条の規定は種類株主総会について準用する。</u></p> <p><u>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第45条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第46条～第49条（現行どおり） <u>（A種優先株式の除斥期間）</u></p> <p><u>第49条の2 第49条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>

以 上